

徳島県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号		路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
3	2	山城東祖谷山	同	三好市池田町松尾松本五 四五番二地先から 四五番一地先まで 同 五	新	一・二・八〇・二七・〇	八一・五
				旧	旧	六・一〇・一四・三	八一・五